

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

**第1条** 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関及び水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

（委任）

**第2条** 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

**附 則**（平成27年3月24日門真市条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**別表**（第1条関係）

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
門真市教育振興基本計画策定委員会	門真市教育振興基本計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務